



朝政発第158号  
平成23年11月22日

財務大臣 安住 淳 様

朝霞市長 富岡 勝 則



公務員宿舎朝霞住宅（仮称）整備事業について（要望）

初霜の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から、朝霞市政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび朝霞市基地跡地利用計画にも位置付けておりました公務員宿舎朝霞住宅（仮称）整備事業を、東日本大震災からの集中復興期間である5年間凍結するとの野田総理のご判断がございました。当市といたしましては、このご判断を重く受け止め、今後も政府のご理解とご協力をいただきながら、国民及び市民共有の財産である基地跡地の整備を推進してまいり所存でございます。

しかしながら、今回のご判断によって市政への影響が少なからずあることも否めない事実でございます。特に、同宿舎に附帯して予定しております市関連施設の設置につきましても事実上最低5年間凍結となることが見込まれることから、市の施設設置計画も停滞を余儀なくされること。また、宿舎予定地3ヘクタールの土地利用について不確定な状況が続くことにより、隣接する公園用地等の整備を含めた市の基地跡地利用計画全体への影響も危惧するところでございます。

このような状況の変化に鑑み、下記のとおり要望申し上げます。

記

1. 要望事項

- (1) 公務員宿舎朝霞住宅（仮称）の整備にあたり、当市から平成20年6月6日付けで要望いたしました事項のうち、「市及び市の関連する施設（3,000㎡程度）の設置」に関する要望については、これ以上の事業の停滞は受け入れがたいことから、これを撤回させていただくこと。

その理由といたしましては、市の施設として宿舍附帯施設内に設置を予定しておりました女性センター、児童館及び休日夜間診療所については、それぞれ市民ニーズを背景に、既に市の条例や計画等に位置付けている事業であり、立地面や実現性等の判断から宿舍附帯施設内へ設置する方向で、国のご理解をいただき、準備も進めてきたところではございますが、今回、宿舍本体の整備工事が5年間凍結されるのに伴い、附帯する施設の建設も同様に凍結されるものと推察いたします。市としては、既に、平成21年11月の事業仕分けによる凍結により1年半にわたって、これら事業の具体化が遅延しており、重ねて、今後5年間にわたる事業の停滞を受け入れる余地はないと判断したものでございますのでご理解をいただきたいと思います。

- (2) 公務員宿舍朝霞住宅（仮称）整備事業を再度凍結することのご判断については、東日本大震災からの復旧・復興を急がねばならない現下の状況を鑑みれば、本市といたしましてもこれを真摯に受け止めているところでございますが、地元自治体の立場としては、宿舍整備候補地となったという財務省からの申し入れ（平成18年2月）から5年半余りを経過するこの間、市の基地跡地利用計画の策定に大きな影響を受けつつ、ようやくとりまとめた計画に基づきその推進を図るべく努力している最中の事業仕分け（平成21年11月）による凍結、1年余りを経た後の事業再開の決定（平成22年12月）、整備事業に着手（平成23年9月）するとの報を受けて、市の事業の具体化に動き始めたところでの今回の総理の判断と、この間、市としては、国の判断が正に二転三転するなかで翻弄されたとの感は否めないものがございます。

さらに、今回のご判断は、5年後の事業再開にも含みを持たせる趣旨とも受け取られ、問題を先送りにするものと多くの市民は困惑している状況にございます。こうした不確定な状況が続くことは、今後の基地跡地全体の整備の推進にも影響を及ぼすとともに、市政全般にわたる市行政と市民の信頼関係を大きく損なうものと危惧しております。

したがって、政府には、改めて迅速かつ明確に本事業を中止するとの決定をいただきたいと思います。

- (3) 宿舍予定地内の汚染土壌及びアスベストの除去につきましては、本体工事に先行して進められておりました。市及び市民は、事業凍結によりこの作業も停止するのではないかと心配しております。

したがって、本市といたしましては、事業凍結とのご判断に関わらず、汚染土壌及びアスベストの除去作業につきましては、国の責任におい

て完全に安全な状態となるよう、作業を完了させることを強く求めます。

- (4) キャンプ朝霞跡地の留保地の利用につきましては、平成15年の財政制度等審議会の答申及びこれに基づく財務省理財局長の通知に基づき、地元自治体として、跡地の有効活用に向け5年にわたる検討を経て利用計画を策定し、平成20年5月に財務省に提出し、財政制度等審議会国有財産分科会及び国有財産関東地方審議会に報告され、正式に国のご了解を得たものと認識しております。

今回の公務員宿舎朝霞住宅（仮称）整備事業の凍結とのご判断により、また、本市が前述のとおり要望しております事業中止のご決定があれば、当然、公務員宿舎用地として位置づけられた跡地内の3ヘクタールにつきまして、利用計画に影響を受けるものと考えております。

したがって、宿舎建設予定地を含む基地跡地の土地利用のあり方（利用計画及び利用計画に基づき決定されている地区計画への宿舎建設凍結による影響）については、引き続き国の誠意ある対応（協議・調整）をお願いいたします。

特に次の5点につきましては、今後の利用計画推進上重要な協議事項と考えておりますので、重ねて誠意ある対応の継続をお願いいたします。

- ① 宿舎予定地3ヘクタールの利用について変更等が生じる場合は、地元朝霞市と協議いただきたいこと。
- ② 既に協議を進めている公園等予定地の土壤汚染調査及びアスベスト除去については、引き続き実施の方向で検討していただきたいこと。
- ③ 跡地内で確認された土壤汚染等に対する措置について、引き続き協議に応じていただきたいこと。
- ④ 公園等予定地の暫定利用について、協議に応じていただきたいこと。
- ⑤ 返還財産の処分条件（大蔵省理財局長通知）について、国有財産法第22条の規定の適用等を含め協議に応じていただきたいこと。